

JAPAN P&I NEWS

No.757-15/8/17

外航組合員各位

キプロスー2007年ナイロビ条約批准

キプロスは2015年7月22日に海難残骸物の除去に関する2007年ナイロビ国際条約(ナイロビ条約)を批准しました。2015年10月22日よりキプロスでナイロビ条約が発効します。それに伴い、300総トン以上のキプロス籍船及び2015年10月22日以降にキプロスに寄港する船舶は、ナイロビ条約に基づき保険もしくはその他の金銭上の保証が付保されていることを証する条約証書を保持することが必要になります。当該条約証書不保持の場合、刑事罰及び行政罰(過怠金、出港差し止め、入港不許可等)が課される可能性があります。

キプロスはナイロビ条約の批准及び条約証書に関して案内するサーキュラーNo.27/2015を発行しています。当該サーキュラーは次のリンクよりご覧頂けます。

[http://www.mcw.gov.cy/mcw/dms/dms.nsf/All/F9EB15B5B35935A3C2257E9D0043547A/\\$file/27-2015%20\(10-08-2015\).pdf](http://www.mcw.gov.cy/mcw/dms/dms.nsf/All/F9EB15B5B35935A3C2257E9D0043547A/$file/27-2015%20(10-08-2015).pdf)

以上

日本船主責任相互保険組合